

金沢市の移動支援事業について

【ガイドライン】

金沢市障害福祉課

※このガイドラインは「金沢市障害福祉サービス等の支給決定に関する基準」第12の規定に基づき策定するものです。

1. 事業の目的・内容

屋外での移動等に支援が必要な障害のある人（児童を含む。以下同じ。）へ社会生活上必要不可欠な『外出^{※1}及び余暇活動等の社会参加^{※2}のための外出への支援』を行うことを目的とし、1日の範囲内で用務を終えるものを対象とします。

備考

- ※1 官公庁や金融機関での手続きのための外出
(通勤及び通所施設や学校等への送迎、営業活動等に係る外出は除く。)
- ※2 映画やスポーツ・文化施設等への外出
(通年かつ長期にわたる外出、社会通念上適当でない外出は除く。)

2. 事業の対象者

次に該当する人であって、外出時の移動に支援を必要とする人が対象となります。

- 知的障害のある人^{※1}
- 精神に障害のある人^{※2}
- 身体に障害のある人のうち、重度の視覚障害又は全身性障害のある人^{※3}

※なお、上記に該当しない場合（難病患者等の方）でも、障害のある人で外出に支援が必要な方については個別にご相談ください。

※重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している人（以下「重症心身障害のある人」という。）については、「重症心身障害児・者移動支援事業ガイドライン」に定めていますので、そちらをご覧ください。

備考

※1 知的障害のある人とは

療育手帳の交付を受けている人又はその判定を受けている人であって、1人での外出が困難（多動又は公共交通機関等の利用に係る各種手続きを1人で行うことが困難等）であるため屋外での移動に常時支援を必要とする人
(介護給付費における行動援護の支給決定を受けていないこと)

※2 精神に障害のある人とは

精神障害者保健福祉手帳を所持している人であって、1人での外出が困難（不安・妄想がある、公共交通機関等の利用に係る各種手続きを1人で行うのが困難等）であるため屋外での移動に常時支援を必要とする人
(介護給付費における「行動援護」の支給決定を受けていないこと)

※3 身体に障害のある人のうち、重度の視覚障害又は全身性障害のある人とは

身体障害者手帳を所持しており、以下のめやす程度の障害がある人であって1人での外出が困難な人

○「重度の視覚障害」

身体障害者手帳の視覚障害程度が1級又は2級程度
(介護給付費における「同行援護」の支給決定を受けていないこと)

○「全身性障害」

身体障害者手帳に、両下肢機能の全廃又は著しい障害及び両上肢機能の全廃又は著しい障害の記載がある人

3. 実施方法

移動支援を必要とする障害のある人（児童の場合、保護者）からの申請に基づき、市はその必要性等を勘案したうえでサービスの支給決定を行います。

利用者は支給決定量^{*}の範囲内で本市に登録された事業者と契約を行い、当該事業者が支援を行います。

備考

※ 移動支援事業の支給決定量について

1ヶ月の支給量については、『21時間』が基本となります。
ただし、利用状況や生活環境に応じて、1ヶ月に最大で『30時間』まで支給量を増やすことが可能です。

◆支援の内容

支援の内容は、「社会生活上必要不可欠な外出」又は「余暇活動等社会参加のための外出」を行う際の移動中及び目的地における身体介護や安全確保等です。

◆支援の範囲

移動支援事業の範囲としては、外出目的の達成に係る出発地から到着地（目的地）までの移動の間、目的地における移動等が対象となります。

例えば、自宅から目的地までの間、目的地内、目的地から次の目的地までの間、目的地から自宅までの間などの、支援を必要とするそれぞれの区間の移動について対象となります。

留意事項

学校等への通学又は施設等への通所に係る「送迎」については、原則として移動支援での利用はできません（「通年かつ長期にわたる外出」（下記9参照）であるため。）ので、移動支援以外の手段（スクールバス、施設の送迎バス、ご家族の送迎など）を利用してください。

ただし、利用者と事業所とが事前協議のうえ、「個別支援計画」に位置づけたうえで、利用の必要性が認められる場合、移動支援の利用が可能となります。

また、学校等の通学については、**特別の事情があると認められる家庭**は利用が可能です。

詳しくは別紙1「ドアツードアの原則の廃止に関する留意事項」をご覧ください。

◆移動支援事業の種類

【個別支援型】 … 個別支援が必要な人に対するマンツーマンによる支援

【グループ支援型】 … 複数の障害のある人への同時支援、屋外でのグループワーク、同一目的地・同一イベントへの複数人同時参加の際の支援（ヘルパー1人につき最大3人まで）

留意事項

障害のある人の状態（突発的な行動が激しく、かつ、体が大きくその行動の制止がヘルパー1人では難しい等）において、利用者1人につき2人のヘルパーが必要な場合には、個別に「2人介助可」として支給決定を行っています。

必要と思われる人については、障害福祉課までご相談ください。

◆移動の方法等

移動の方法は、徒歩又は公共交通機関（バス・電車・タクシー等）を利用できます。

ただし、公共交通機関等の利用料金は、本人分及び事業者分とも別途実費負担が必要となります。（移動支援事業としては支給されません。）

なお、公共交通料金の費用負担割合等については、利用者と事業者間の契約に基づきます。

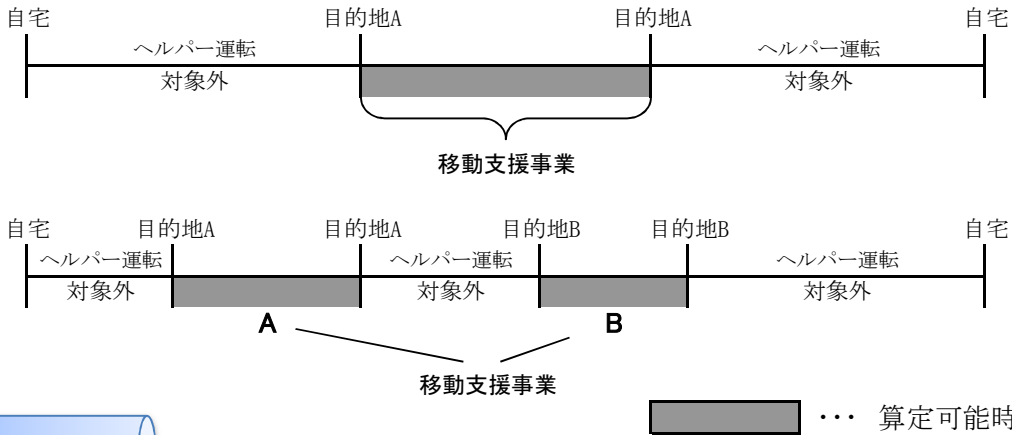
事業所が所有する車両を利用して移動支援事業を提供する場合において、ヘルパーがその車両を運転している時間帯については、当該ヘルパーは障害のある人を介護することができないので、この時間帯は移動支援事業として算定できません。

移動支援事業の算定ができる範囲

○ 目的地までの移動に公共交通機関（バス・電車・タクシー等）を利用する場合



○ 目的地までの移動に、事業所の車両を利用する場合



留意事項

上記AとBの算定時間は、通算して報酬算定されます。
 例えば、Aで1時間、Bで1時間であれば、「1時間×2回」ではなく、「2時間×1回」として算定されることになります。
 ただし、2回の支援の間隔が概ね2時間以上空いていれば、それぞれ通常単価で算定されます。例であれば、「1時間×2回」となります。
 ※同一日に複数回移動支援事業を提供する場合も同様です。

4. 移動支援事業を提供できるガイドヘルパーの資格要件

以下の資格要件を備えたヘルパーが、各障害種別の方へ移動支援事業の提供ができます。

ガイドヘルパーの資格要件		対象者（児童）の障害種別			
		視覚障害	全身性障害	知的障害	精神障害
平成18年9月以降	平成18年9月末現在で登録のあったヘルパー	○	○	○	○
	介護福祉士	○	○	○	○
	介護職員基礎研修修了者	○	○	○	○
	ホームヘルパー (居宅介護従業者養成研修修了者(1～3級)、介護職員初任者研修修了者、訪問介護員(1～3級))	○	○	○	○
	重度訪問介護従業者養成研修修了者	○	○	○	○
	同行援護従業者養成研修修了者	○	×	×	×
	看護師	○	○	○	○
	知的障害者ガイドヘルプ養成研修修了者	×	×	○	○
	行動援護従業者養成研修(基礎課程)修了者(H18～H20)	×	×	○	○
	行動援護従業者養成研修修了者(H21～H26)	×	×	○	○
	強度行動障害支援者養成研修(基礎及び実践研修)修了者(H27～)	×	×	○	○
	精神障害者ホームヘルパー養成研修修了者	×	×	×	○
視覚障害者移動介護従事者養成研修修了者	○	×	×	×	
重度訪問介護従業者養成研修(基礎課程のみ)修了者(H18～H23)	○	○	○	○	

5. 報酬単価等

単位 (円)

	通常単価						増単価
	0.5時間まで	0.5時間を超え 1時間まで	1時間を超え 1.5時間まで	1.5時間を超え 2時間まで	2時間を超え 2.5時間まで	2.5時間を超え 3時間まで	以降30分毎
身体介護を伴う	1,577	3,157	4,737	6,317	7,898	8,635	735円ずつ加算
身体介護を伴わない	1,104	2,071	2,905	3,642	4,379	5,117	735円ずつ加算

・ 3時間までは「通常単価」、3時間を超える部分に関しては「増単価」が適用されます。
 ・ 午前8時～午後6時以外の時間帯については、上記単価の「1.25倍」とします。
 ・ グループ支援型については、上記単価の「0.7倍」とします。
 ・ 計画は原則、30分を最小単位としています。20分以上の利用実績があった場合に算定できます。20分以上49分以下の利用の場合の算定時間は「30分」、50分以上1時間以下の利用の場合の算定時間は「1時間」となります。

〔例①：利用実績 1時間10分 → 算定時間 1時間 → 「伴う」3,157円、「伴わない」2,071円〕
 〔例②：利用実績 1時間20分 → 算定時間 1時間30分 → 「伴う」4,737円、「伴わない」2,905円〕

端数処理について

利用者負担額や移動支援給付費の算定の際は、1円未満の端数は「切捨て」とします。

6. 利用者負担等

世帯の負担能力（収入状況など）に応じ、以下のとおり1ヶ月の負担上限月額が設定されます。（負担上限月額に達するまでは、報酬単価の1割が利用者負担額となります。）

区分	世帯の収入状況 ^{※1}	負担上限月額	
生活保護	生活保護受給世帯	0円	利用者が18歳以上 利用者が18歳未満
低所得	市民税非課税世帯	0円	
一般1（者）	市民税課税世帯で所得割が16万円未満	9,300円	
一般1（児）	市民税課税世帯で所得割が28万円未満	4,600円	
一般2	市民税課税世帯で上記以外の方	18,600円	

ただし、「一般1」又は「一般2」の方でも、重度の障害者手帳^{※2}を所持されている人は、利用料金が免除され、無料となります。

備考

※1 世帯の範囲 者（18歳以上）： 障害のある人とその配偶者
 児童（18歳未満）： 保護者の属する住民基本台帳の世帯

※2 重度の障害者手帳

身体障害者手帳1級又は2級
 療育手帳A判定
 精神障害者保健福祉手帳1級 } いずれかの手帳をお持ちの障害のある人

7. 身体介護を伴う・伴わないの判断基準

移動支援事業における「身体介護を伴う」の区分とは、移動支援を行う際に実際の身体介護を行ったか否かにかかわらず、日常生活において身体介護が必要な人かどうかで判断します。

区 分	判 断 基 準
身体介護を伴う	食事や排せつについて、介護者の支援を全面的に必要としたり、行動面において突発的な行動等があり、声かけのみではその行動が制止出来ないため、身体的な介助を要する等の判断がなされた場合
身体介護を伴わない	上記の判断がなされなかった場合

8. 移動支援事業の対象となる外出

(1) 社会生活上必要不可欠な外出

- ①公的な機関（官公署や金融機関）における諸手続き等
- ②今後の生活において必要な手続きであり、目的達成後に継続性のないもの
学校や施設の見学及び利用の手続き、入学手続き、会社の説明会等
- ③買物等
買物（衣料品、雑貨その他の物品）、各種団体の行事や会合等
- ④冠婚葬祭への出席、病院へのお見舞い等

(2) 余暇活動等社会参加のための外出

- ①自己啓発や教養を高めるもの
講演会、展覧会や文化教養講座等の趣味的なものを含め、自分自身の教養を高めたり、見聞を広げることを目的とするもの
- ②体力増強や気分転換を図るもの
散歩など運動することで、健康の維持や気分転換を図るもの

※プール・銭湯等における余暇活動
(別紙2「プール・銭湯等支援における移動支援事業の算定について」参照)

- ③生活の内容・質の向上を図るもの
レクリエーション、映画鑑賞、観劇、コンサート等

9. 移動支援事業の外出目的として認められないもの（対象とならない外出）

(1) 通勤、営業活動等の経済活動に係る外出

(2) 通年かつ長期にわたる外出

- ①学校等への通学又は障害福祉サービス事業所等への通所
(例外があります。下記11(3)参照)
- ②医療機関及びこれに準ずるものへの定期的な通院等
医療機関等への通院に係るものは、原則として「居宅介護（通院等介助）」で対応します。

10. 社会通念上、移動支援事業を適用することが適当でない外出

(1) 公序良俗に反することを目的とするもの

11. 移動支援事業の外出目的として例外的に認めるもの

(1) 主たる介護者のけがや入院等が理由によるもの

普段介助を行っている主たる介護者のけがや入院等の理由により、代替的に介護者を必要とする場合等は、緊急性が高いものと判断できますので、原則として対象外となる「通年かつ長期にわたる外出」に係るものであっても、その原因の回復等に至るまでの期間に限って認められる場合があります。

例えば、普段母親が行っていた学校等への送迎において、母親が入院し、他に方法がない場合はその送迎を認める等の場合が考えられますので、障害福祉課へご相談ください。

(2) 突発的な通院等

上記9(2)②のとおり、定期的な通院については、移動支援事業の対象外ですが、突発的に病院に行く必要が生じた場合には、移動支援事業の利用は可能です。

(3) 通所・通学時における支援

原則として、できません。上記9(2)①のとおり、学校等への通学や施設等への通所等については、移動支援以外の手段（スクールバス、施設の送迎サービス、ご家族の送迎など）を利用していただくこととなります。

ただし、利用者（保護者）の日常生活の状況やご要望等を踏まえて、利用者（保護者）と事業所とにおいて、具体的な移動支援事業の内容等についてご協議いただき、個別支援計画に当該送迎の必要性、頻度及び期間などを位置づけ、これを障害福祉課まで提出いただいたうえで、個別に当該送迎を認める場合がありますので、ご相談ください。

また、学校等の通学については、**特別の事情があると認められる家庭**は利用が可能です。（別紙1「ドアツードアの原則の廃止に関する留意事項」をご覧ください。）

12. 移動支援事業のQ&A（事例の判定）

Q1：通学・通所・通勤には移動支援事業は利用できないのですか？

- A：原則として利用できません。（移動支援は送迎サービスではないためです。）
ただし、いずれも移動支援事業以外に方法がなく、利用者と事業所との事前協議によって作成される個別支援計画に位置づけたうえで、障害福祉課へ提出いただくことで可能となる場合があります。事業所又は障害福祉課までご相談ください。
また、学校等の通学については、**特別の事情があると認められる家庭**は利用が可能です。
なお、重症心身障害のある人である場合であって、市が定める一定の要件に該当するときは、「重症心身障害児・者移動支援事業」の利用が出来ます。
詳しくは、「重症心身障害児・者移動支援事業ガイドライン」をご覧ください。

Q2：放課後、学校までのお迎えをして、そのまま外出はさせてもらえますか？

- A：Q1に該当しない（単純な送迎ではない）場合については、ご利用いただけます。
例えば、学校まで迎えに行き、それから買い物をして、自宅に帰るといった利用方法は可能です。

Q3：移動支援事業において、プールや銭湯への外出の利用はできますか？

- A：利用できます。
ただし、水難事故等からの安全性確保の観点から、一定の要件を設けております。
詳しくは、別紙2「プール・銭湯等支援における移動支援事業の算定について」をご覧ください。

Q4：入院中において、一時外泊等で自宅に帰る場合に移動支援事業を利用できますか？

- A：利用できます。

Q5：美容院でのカット中にヘルパーが待機している時間は算定時間に含まれますか？

- A：原則として算定時間には含まれません。
ただし、受付手続きや利用者をカットする場所に移乗させる等の介護が必要である場合はその時間を、カット中何らかの理由（身体的な理由や行動障害等）によりいつでも介護ができる状態で待機している必要がある場合には待機時間を算定時間数に含めることが可能です。

Q6：塾や習い事に移動支援は利用できますか？

- A：**通年かつ長期にわたる外出となりますので、利用できません。**

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号
金沢市役所 福祉健康局 障害福祉課 自立支援第1係

電話 (076)220-2291
FAX (076)232-0294
メール syoufuku@city.kanazawa.lg.jp